

所得税、市・県民税の申告はお早めに！

鈴鹿税務署からのお知らせ

■申告と納税の期限

●所得税・贈与税

3月15日(水)

●消費税と地方消費税

3月31日(金)

※所得税、消費税と地方消費税の納税は、便利な口座振替をご利用ください。

■確定申告会場

と き

2月16日(木)～3月15日(水)

午前9時～午後5時

※土・日曜日を除く

※受付終了時間は午後4時

※給与や年金収入のある人などは、2月10日(金)から右記会場で、申告書の受付をします(土・日曜日、祝日を除く)。

ところ

イオンモール鈴鹿2階「イオンホール」

※午前9時から10時までの確定申告会場入口は、専門店街南入口のみとなります。

※会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合があります。

※上記の期間中、税務署での申告書の作成指導は行いません。

問合先 鈴鹿税務署(☎059-382-0351)

※自動音声で案内していますので、確定申告に関するお問い合わせは「0」を選択してください。

■贈与税の申告が必要な人

▷110万円を超える贈与を受けた人

▷次の特例の適用を受ける贈与を受けた人

- ・配偶者控除(控除額2,000万円)
- ・相続時精算課税(特別控除額2,500万円)
- ・住宅取得等資金の非課税

※家屋の種類や家屋の増改築等に係る契約の締結日に応じて、非課税限度額は下表のとおりになります。

家屋の増改築等に係る契約日	平成27年 12月31日以前	平成28年 1月1日以後
家屋の種類		
省エネ等住宅	1,500万円	1,200万円
省エネ等住宅以外	1,000万円	700万円

■スマート！確定申告

確定申告会場へ行かなくても、ご自宅のパソコンを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から“スマート”に申告書が作成できます。

国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」のメリット

▷作成した申告書を郵送、e-Taxで提出できます

▷確定申告期間は24時間利用可能

▷自動計算機能により計算誤りの防止

▷データを保存しておけば翌年の申告でも利用できます

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

(URL <http://www.nta.go.jp>)。

国税庁

検索

1. 亀山市での申告相談受付のご案内

●市役所

2月16日(木)～3月15日(水)

(土・日曜日を除く)

午前8時30分～午後4時

※午前8時から
番号札を配布します

●関支所

2月16日(木)～3月15日(水)

(土・日曜日を除く)

午前8時30分～11時30分

午後1時～4時30分

※午前8時から
番号札を配布します

《ご注意ください！》

青色申告をする人、不動産や株式などの譲渡所得がある人、住宅借入金等特別控除を受ける人、外国税額控除を受ける人、海外親族を扶養とする人、平成27年分以前の確定申告をする人は、必ず鈴鹿税務署による確定申告会場をご利用ください。

●各地区コミュニティセンターなど

相談日	地 区	時 間	会 場
2月1日(水)	野 登	9:00～16:00	野登地区コミュニティセンター
2月2日(木)	昼 生	9:00～16:00	昼生地区コミュニティセンター
2月3日(金)	白 木	9:00～11:30	白川地区南コミュニティセンター
	小 川	13:30～16:00	小川地区生活改善センター
	安知本 楠平尾	13:30～16:00	南部地区コミュニティセンター
2月6日(月)	神 辺	9:00～16:00	神辺地区コミュニティセンター
2月7日(火)	川 崎	9:00～16:00	川崎地区コミュニティセンター
2月8日(水)	井田川	9:00～16:00	井田川地区北コミュニティセンター
2月9日(木)	阿野田 菅 内	9:00～16:00	東部地区コミュニティセンター
	天 神 和 賀	13:30～16:00	和賀公民館
2月10日(金)	加 太	13:30～16:00	林業総合センター

2. 所得税の確定申告が必要な人

事業・農業・不動産収入のある人 または土地や建物を売った人で	年間所得金額の合計額が所得控除(扶養控除、基礎控除等)の合計額を超える人
給与のある人で	給与の年間収入が2,000万円を超える人
	年末調整済みの給与以外の所得の金額が20万円を越える人
	給与を2カ所以上からもらっている人
公的年金のある人で	同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子、土地などの賃貸料の支払いを受けている人
	公的年金等の収入金額が400万円を超える人
	公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円を超える人

※公的年金収入が400万円以下、かつその他の所得が20万円以下の人は確定申告が不要となりました。

※前年に確定申告をした人へは、税務署から確定申告用紙などが随時発送されます。

3. 確定申告をすれば所得税が戻る人

次のいずれかに該当する人で、所得税が納め過ぎになっている人は、還付申告をすることができます。

- ▷ 給与所得または公的年金等に係る雑所得のみの人で、医療費控除、寄附金控除等を受けられる人
- ▷ 給与所得のみの人で、年末調整を受けていない人
- ▷ 総合課税の配当所得のある人で、所得控除の合計額が総所得金額の合計額を超える人
- ▷ 予定納税をしているが、廃業等により確定申告の必要がない人

4. 市・県民税の申告が必要な人

平成29年1月1日時点で亀山市に住所があり、次のいずれかに該当する人。ただし、所得税の確定申告書を提出する人は、市・県民税の申告は不要です。

- ▷ 事業所得、農業所得、配当所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、一時所得、山林所得がある人
- ▷ 勤務先から給与支払報告書の提出が無い人
- ▷ 医療費控除など各種控除の申告をする人

※前年中の所得がない人は申告の必要はありませんが、証明書交付、国民健康保険税などの算定や軽減に必要なため、申告書の提出をお勧めします。

※前年度に市・県民税の申告をした人へは、1月下旬に市・県民税申告用紙を送付します。

5. 確定申告および市・県民税申告の際に必要なもの

あなたの所得	必要なもの(収入支出関係書類および所得控除を受けるために必要な書類)
事業所得	青色決算書または収支内訳書(収入および支出を明らかにできるもの)
農業所得	
不動産所得	
配当所得	各支払者からの支払通知書
給与所得	給与所得の源泉徴収票の原本
雑所得	公的年金等の源泉徴収票の原本、支払通知書の原本などのその所得を証明する書類
一時所得	支払通知書の原本などのその所得を証明する書類

《共通して必要なもの》

- ▷ 印鑑(認印)
- ▷ 還付申告をする人は、還付金の振込先のわかるもの(通帳など)
- ▷ 各種控除を受けるために必要な書類
 - ・国民健康保険税、介護保険料などの支払額が分かるもの
 - ・生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などの控除に係る証明書
 - ・寄附金の受領証など、控除を受けるための金額を証する書類
- ▶ マイナンバーおよび本人確認ができるもの(詳しくは次のページ)

※申告内容によって、このほかに書類が必要となる場合があります。

特定の控除を受ける場合の注意点

- 医療費控除を申告する場合は、年間の支払額を集計した明細書を事前に作成してお持ちください。
- 寄附金控除を受ける場合は、寄附金の受領書などに記載された氏名の本人のみ控除を受けられます。

問合先

確定申告の相談…鈴鹿税務署(☎059-382-0351)
市・県民税申告の相談…財務部税務室(☎84-5011)

確定申告、市・県民税申告には マイナンバー(12桁)の記載 + 本人確認書類の提示 または 写しの添付 が 必要です！

社会保障・税・災害対策分野で、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的に、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

平成28年分の所得税の確定申告、平成29年度の市・県民税の申告から、マイナンバー(個人番号)の記載や本人確認(番号確認および身元確認)書類の提示または写しの添付が必要になります。

▷申告書にはマイナンバー(個人番号)を記載する欄を設けており、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

▷マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

※控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類は不要です。

マイナンバーカード (個人番号カード)を お持ちの人

マイナンバーカードだけで、
本人確認(番号確認と身元確認)
が可能です。

マイナンバーカード



- ご自宅などからe-Taxで申告書などを送信すれば、別途、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

マイナンバーカード (個人番号カード)を お持ちでない人

① 番号確認書類

申告者のマイナンバーを
確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し、または
住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載が
あるものに限る)

などのうち、いずれか1つ

(表)

(裏)

通知カード



② 身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることを
確認できる書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の
被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうち、いずれか1つ



詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」
(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>) をご覧ください。

国税庁ホームページ ▶



平成29年度から実施される個人住民税の主な税制改正

1. 給与所得控除の見直し

平成26年度の税制改正により、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられることになりました。

区 分	現 行	平成29年度 課税分	平成30年度以後 課税分
給与所得上限額	1,500万円以上	1,200万円以上	1,000万円以上
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

2. 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化

平成27年度の税制改正により、国外居住親族を扶養親族とする場合には、「親族関係書類」および「送金関係書類」を申告書に添付、または提出の際に提示しなければならないことになりました。

3. 金融所得課税の一体化

平成25年度と平成27年度の税制改正により、税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、異なる課税方式の均衡化を図る観点から、公社債等の課税方式を株式等の課税方式と同一化することになりました。また、特定公社債等の利子および譲渡損益ならびに上場株式等の金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、3年間の繰越控除ができることになりました。

▷ 上場株式等の範囲

平成28年1月1日以後は、特定公社債、公募公社債投資信託の受益権等も上場株式等とされその利子、配当、収益の分配や譲渡などによる所得が申告分離課税の対象となります。

▷ 公社債の課税方式の変更

		現 行	改正後	
内 容	所得区分	公社債等	特定公社債等	一般公社債等
利 息	利子所得	源泉分離課税 (申告不要)	申告分離課税	源泉分離課税 (申告不要)
売却益 譲渡損益	譲渡所得	非課税	譲渡所得として 申告分離課税	譲渡所得として 申告分離課税
償還差益	雑所得	総合課税		

(注意1) 所得税は、平成49年までの間に生じる所得について復興特別所得税が課されます。

(注意2) 特定公社債も、特定口座の対象として受け入れることができるようになりました。

(注意3) 特定公社債等の利子等は、利子割ではなく、配当割の課税対象となります。

(注意4) 特定口座内の特定公社債等を譲渡所得として申告した場合、譲渡割の課税対象となります。

▷ 上場株式等の譲渡損失にかかる損益通算および繰越控除

上場株式等の範囲が拡大されたことにより、損益通算および繰越控除の適用範囲も拡大されました。

(注意1) 平成27年分以前の損失で平成28年分以後に繰り越されたものについても、平成28年分以後における上場株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除できます。

(注意2) 上場株式等に係る譲渡損失の金額を一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。また、平成27年分以前の損失で平成28年分以後に繰り越されたものも、一般株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除することはできません。

問合先

財務部税務室
(☎84-5011)